

横浜川崎区における強制水先対象船舶の範囲のあり方について (横浜港部分の中間とりまとめ)

- (1) 船舶大型化による入港隻数の減少、南本牧ふ頭の整備（沖合展開）による船舶交通の分散、混雑時の航行規制等により、船舶の輻輳状況が緩和してきており、強制水先を1万トン（現行3千トン）へ緩和（危険物積載船を除く）することは適当である

操船の安全性を客観的に検証するシミュレーション調査からも緩和することが適当である

- (2) 緩和の実施にあたっては、安全性の一層の向上を図る観点から、海上保安庁が進めている東京湾の管制一元化（管制機能の強化）の横浜港における先行導入及び港湾施設側の防衝対策が図られることが適切である

先行導入の時期については、平成27年10月を目途とし、可能な場合は前倒しを図る

- (3) 緩和の時期は、(2)の東京湾の管制一元化の横浜港における先行導入が図られる時期に合わせることを適切である

また、緩和の円滑な施行及び施行後の確実な実施を期するため、地元の関係者からなる安全対策協議会を設置することが望まれる

以上